

# 水害への対策

## ひとくちメモ

### 風水害、豪雪発生時の特徴

#### 風害（台風など）

台風は6～9月頃にかけて、本州に上陸し被害をもたらします。また台風以外でも、竜巻等が発生するケースがあり、注意を要します。平均風速 20mを超えると屋根瓦が飛ばされたり、建物が倒壊する恐れが生じます。

#### 水害（洪水、集中豪雨など）

50 ミリ/時 超の雨が1時間以上続くと、土砂崩れや河川の氾濫等大きな被害が発生する可能性があります。天気予報等の情報からある程度予測は可能ですが、集中豪雨は突如発生することもあるため、河川近隣の施設は特に注意を要します。

#### 雪害（豪雪、雪崩など）

雪の重さは、新雪の場合でも1立方メートル当たり 150kg 以上になるといわれています。雪が固まって根雪になると 500kg 以上にもなる場合があります、木造の建物の場合は倒壊の恐れが生じます。

集中豪雨と同じく、豪雪も突如発生することが多いため、注意が必要です。  
また、雪崩等が発生した場合は付近に大きな被害をもたらす危険があります。

#### (1) 一瞬の出来事

土砂災害、河川氾濫、雪崩は、瞬時に発生し、立地環境により局地的に甚大な被害をもたらす場合があります。天候によってはある程度の予測が可能とはいえ、注意報・警報等が発令される前に大規模な災害となる可能性も高く、注意が必要です。

#### (2) 外部との連絡途絶、孤立状態の継続

- ① 電気、水道、ガス等の供給が局地的に停止し、施設の機能を麻痺させる
- ② 復旧までに、相当の期間を要するだけでなく、一旦被災すると、物資の移動や避難が著しく困難となる場合が多い
- ③ 道路等が寸断され、避難が困難となる場合が多い

<出典>気象庁ホームページ

## 1 警報等発表時の対応

風水害や豪雪については、事前に警報等が発表され、前もってある程度対処することも可能です。警報等発表時には情報収集を怠らず、冷静な判断のもと、状況に応じた対応ができるように心がけましょう。

ひとくちメモ			
雨の強さと降り方			
1時間あたりの降水量	アナウンスの言葉	周囲の状況等	人の受けるイメージ
30mm 以上 ～50mm 未満	激しい雨	・危険地帯では避難が必要 ・下水管から雨水があふれる	・バケツをひっくり返したように降る
50mm 以上 ～80mm 未満	非常に激しい雨	・土石流が起こりやすい ・マンホールから水が噴出	・滝のように降る (ゴーゴー降り続く)
80mm 以上	猛烈な雨	・大規模な災害が発生する恐れが強く嚴重な警戒が必要	・息苦しくなるような 圧迫感がある ・恐怖を感ずる

<出典>気象庁ホームページ

### (1) 情報の収集と発信

- ① ラジオ・テレビ・ネット・市町・警察・消防・自主防災組織等、施設内外から極力正確な情報を入手し、的確な指示を行う。
- ② 入居者等に現在の災害状況を定期的に伝え、不安や動揺を与えないようにし、家族等への連絡は、施設から一括して行う旨を伝える。

### (2) 指示体制の確認

情報を職員に正しく伝えるため、総括責任者に指示体制を一本化し、総括責任者はその所在を職員に明らかにする。

### (3) 職員の招集

総括責任者は、あらかじめ定めた基準に基づき職員を招集し、職員は家族等の安全が確保され次第、自発的かつ速やかに施設に参集する。

### (4) 役割分担

職員の役割分担（情報収集、連絡、救護、安全確認、誘導等）を確認し、速やかにそ

の任務に就き、避難等の対応ができるよう準備を進める。

(5) 火元の点検

被災時の被害拡大を防止するため、火元や危険物の確認を行う。

- ① 火元の点検、電熱器具のカット、ガスの閉栓等を行い、火気使用を制限
- ② 危険物の保管、設置について緊急チェック

(6) 施設等の安全確保

- ① 看板、鉢植え、物干し竿等転倒すると危険なものはあらかじめ倒す、撤去する
- ② 出入口の窓をしっかりと閉鎖し、必要に応じて外部面の窓ガラスを保護する
- ③ ガラス破損の時の布製ガムテープを準備する
- ④ 台風通過時の土砂くずれ、河川氾濫などに備える
- ⑤ 浸水防止用木材（止水板）、土のう、金具、工具の準備
- ⑥ 車両を安全な場所への移動

(7) 救護活動の準備

- ① 必要な医薬品、衛生材料が備蓄されているかを点検する
- ② 担架、車椅子、救護運搬用具が揃っているか確認する

(8) 緊急物資確保の準備

備蓄してある食糧や機材などを点検し、補充が必要なものは緊急に確保する。

(9) 生活用品等の保護

浸水等のおそれがある場合には、備品、食料品、衣類、寝具、医薬品、衛生材料等の生活用品等を高所に移動する。

(10) 施設外に避難する場合の避難誘導の準備

- ① 避難経路、避難方法、点呼などの安全確認方法、持出品、責任者等を確認する
- ② 入居者等の最低限必要な情報（常備薬や家族連絡先等）をリスト化し、まとめておいたものを持ち出す準備をする
- ③ 職員数、入居者等の状態により避難の実施が困難な場合は、近隣の住民、町内会等に協力を要請し対応する。それでも対応ができない場合は、公的機関（市町・警察・消防）に応援を求める

(11) 施設周辺の点検・見回り

施設周辺の点検・見守り等においては、危険な前ぶれ、前兆に注意する。ただし、台風が通過している最中や雨が強く降っているときに、外の様子を確認しに外出すること

は差し控える。

水の状況は急変することもあるので、河川や用水路等の状況を確認しに行くことも非常に危険なので差し控える。

### ひとくちメモ

#### 危険な前触れ・前兆の例

- ・ 集中豪雨は予報が困難 . . . . . 注意報や警報は急に出る。常時、情報に気を付ける
- ・ 土砂災害は一瞬にして起こる . . . 高齢者は逃げ遅れる危険が大きい。早めの避難が大切
- ・ 危険な前ぶれの察知

#### 【土石流】

- ① 水が濁り、流木等が流れてくる
- ② 雨が降り続けているのに川の水位が下がっている
- ③ 山鳴りがする（ミシミシと音をたてる）

#### 【地すべり】

- ① 沢や井戸の水が濁る
- ② 斜面にひび割れや変形がある
- ③ がけや斜面から水が噴出している

#### 【がけ崩れ】

- ① がけから音がする
- ② がけに割れ目が見える
- ③ がけから水が湧き出ている

#### (12) 避難の判断

総括責任者は、施設の状態、立地条件や施設の周辺の環境、被害状況、外部からの情報等を総合的に判断し、避難の要否を決定する。併せて最も安全な避難場所等・避難経路を決定する。

また、避難場所等・避難経路の決定や避難の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- ① 周辺の土砂災害、河川の決壊等の発生が考えられるため、市町、消防、警察等と連携し、情報の収集に努めるとともに、周辺の環境変化に十分気を配る
- ② 過去の災害事例や気象警報、注意報をもとに、高齢者は、避難に十分な時間が必要であることを考慮して、早めの避難措置を講じる
- ③ 河川が氾濫した場合は、車での脱出は困難となるため、その可能性がある場合には、河川の氾濫前に、避難を検討する

- ④ 市町から避難指示、避難勧告、避難準備情報が発表された場合には、速やかに避難する。

なお、避難指示等の判断基準や伝達手段については、事前に市町に確認する

### (13) 避難誘導

総括責任者が施設外への避難の指示を出したときは、職員は速やかに入居者等に避難を開始する旨を伝え、安全に避難場所等まで避難する手順を指示する。

なお、職員数、入居者等の状態により避難誘導が困難な場合は、近隣の住民、町内会等に協力を要請し、対応する。それでも対応ができない場合は、公的機関（市町・警察・消防）に応援を求める。

#### 避難の際の注意点

- ① 避難誘導の前後に全員の点呼を行い、その旨を総括責任者に報告する
- ② 避難誘導は、悪条件（降雨で冷たい、視界が悪い、足元が悪い、雨音で声が届かない、風が強い等）での移動が予想される中、その状況に応じ、自動車の利用や少人数での移動など、安全な誘導に心がける。  
避難する際は歩行が難しい方は施設の車に乗せ、歩行可能者は職員の車に乗せ移動する。
- ③ 避難時は気象状況や周辺環境等に応じてヘルメットや頭巾などを着用するほか、逃げ遅れないようロープ等を利用する
- ④ 断線した電線により感電しないように気をつける
- ⑤ 避難時の持ち出し品は必要最低限にすることが好ましい
- ⑥ 避難場所等では、被災地区から多くの住民が集まっていることが考えられるので、同じ施設からの避難者であることが分かるようゼッケン等を利用し、混乱を防止する。
- ⑦ 避難場所等で体調を崩した入居者等が出た場合は、必要な応急処置を行って、救護所の医師等へ連絡する。

### (14) 家族等への情報発信

施設外へ避難した場合は、事前に定めた災害時における連絡方法により、家族等に対して現在の状況を連絡する。ただし、被災状況によっては、電話の混線や切断により連絡が取れなくなることがあるため、施設外へ避難する場合は、建物入口に避難先、連絡先、避難する人数等を記した貼紙をするなど、家族等や行政への周知に努める。

### (15) 入居者等の家族等への引き渡し

警報等が解除される等安全が確認されたのち、あらかじめ定められた場所と方法で、家族等への引き渡しを行う。引き渡しの際は混乱が予想されるので、相手を確認しつつ確実に引き渡す。ただし、家族等と連絡が取れないなど、引き渡しが困難な利用者は避難所で待機させ、入居者等の健康管理に留意する。

### (16) 避難が不要な場合の対応

- ① 総括責任者が施設内にとどまる指示を出したときは、職員は速やかに入居者等を建物の階上などの安全なスペースに誘導する

- ② 備品、食料品、衣料、寝具、医薬品、衛生材料等の生活用品等についても高所に移動する
- ③ 災害発生時は、限られたスタッフ、利用可能な設備や器具、備蓄している飲食物を最大限に利用し、施設職員が協力して入居者等の安全確保にあたる
- ④ ライフライン停止時は、暖房装置が使えない。毛布、寝具等の準備が必要となる
- ⑤ 入居者等や職員の安全を守るため、状況によっては救助が来るまで施設内で待機することがある。救助までの間、施設内で入居者等や職員の安全を確保する

(17) 安全点検

- ① 給水、供电等のライフラインや給食等の設備に支障がないかを点検する
- ② ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水、油漏れ等を点検し、必要な清掃を実施する